

平成29年4月28日

各研究機関

契約担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構

契約部研究契約室

平成29年度委託研究契約事務処理説明書の改定について【大学等】

平素より当機構の各種事業に対して格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、戦略的創造研究推進事業に係る平成29年度委託研究契約事務処理説明書の改定について、下記のとおりご案内させていただきます。

各研究機関におかれましては、当該事務処理説明書を参照の上、引き続き、研究成果の最大化に向けた研究推進にご配慮いただくとともに、適切な研究費執行に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となる研究タイプ

- ・ C R E S T
- ・ さきがけ
- ・ E R A T O
- ・ A C C E L
- ・ A C T - C （ 先導的物質変換領域 ）
- ・ A C T - I
- ・ A L C A （ 先端的低炭素化技術開発 ）
- ・ R I S T E X （ 社会技術研究開発 ）

2. 適用開始日

平成29年4月1日

3. 平成29年度委託研究契約事務処理説明書の掲載URL

<http://www.jst.go.jp/contract/kisoken/h29/topa.html>

4. 主な改定事項

- ・ 当機構に返還せず研究機関に存置したまま繰越した額（平成29年度から平成30年度への繰越）については、「経理様式1：委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」の当事業年度分繰越額にて報告してください。繰越に係る単独の報告書は廃止しました。
- ・ 知的財産権の出願や移転等に関して、委託研究契約書および本説明書に規定するJSTへの事前申請や各種通知が期限内に実施されるよう研究機関内において、ルールや体制を整備するなどして、漏れや遅延が発生することのないように徹底してください。
- ・ 第三者と共有する知的財産権を乙が放棄することにより、当該第三者に乙の持分が移転することとなる場合は、「放棄」ではなく「移転」の取扱いとしますので、「移転」と同様の事前申請および通知を

行ってください。

- ・ 当機構と研究課題に係る研究契約を締結していない第三者と共同して出願又は申請する場合は、委託研究契約書に規定する遵守事項等の取扱いについて調整する必要があるため、事前に当機構に相談してください。
- ・ 研究成果を外部へ公表する際の取扱い等を追記しました。本事業で得られた研究成果は、適切な権利化を行った上で、積極的に外部への発表をお願いいたします。

5. 留意事項等

- ・ 主な改定事項につきましては、別紙「平成29年度事務処理説明書主な改定事項リスト」をご参照ください。
- ・ 研究タイプ「ERATO」（ERATOの延長課題である特別重点期間を含む）につきましては、人件費の取扱い等に係る補足資料を別途個別にご案内の予定です。

以上